

# 川口市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定（概要）

## （１）新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行と行動計画の策定及び改定

ア 平成２５年４月「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が施行。

目的：病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性がある新感染症に対して、国民の生命・健康を保護し、国民生活・国民経済に及ぼす影響が最小限となるようにすること。

イ 国は平成２５年６月「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を策定し、埼玉県においても平成２６年１月「埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。本市においても政府行動計画や県行動計画との整合性を確保しつつ平成２６年１１月に、「川口市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。

ウ 平成３０年４月１日の中核市移行に伴い、川口市保健所を設置したことから保健所設置市として市行動計画を改定する。

## （２）主な改定内容

行動計画は、基本的な構成として、新型インフルエンザ等の「発生段階」を６段階に区分し、それぞれの発生段階において講ずる主要対策を７つ定めている。

今回の改定においては、主要対策として「サーベイランス・情報収集」を新たに加え、主に「サーベイランス・情報収集」「予防・まん延防止」「医療」の項目に保健所設置市として関わる内容を記載する。

### ○発生段階

- １．未発生期
- ２．海外発生期
- ３．国内発生期
- ４．県内発生早期
- ５．県内感染拡大期
- ６．小康期

### ○主要対策

- １．実施体制
- ２．サーベイランス・情報収集
- ３．情報共有
- ４．予防・まん延防止
- ５．予防接種
- ６．医療
- ７．市民生活及び市内経済活動の安定確保

※サーベイランスとは、疾病の発生状況やその推移などを継続的に監視することにより、疾病対策の企画、実施、評価に必要なデータを系統的に収集、分析、解釈すること。

## ア サーベイランス・情報収集

サーベイランスにより、いずれの発生段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を国内外から系統的に収集・分析し、判断につなげること、また、サーベイランスの結果を関係者や市民に速やかに還元することにより効果的な対策に結びつけることを記載する。

## イ 予防・まん延防止

県内発生早期から、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置のほか、患者の同居家族等の濃厚接触者に対する健康観察、外出の自粛要請等感染症法に基づく措置を行う。また、市民、事業所、学校等に対して、感染予防策の徹底を要請することなどを記載する。

## ウ 医療

県や地域の関係機関との連携を図りながら本市の実情に応じた医療体制の確保に向けて調整・検討を行うこと。新型インフルエンザ等が海外で発生し、専用外来を設置した場合に帰国者・接触者相談センターを市保健所に設置すること。入院の対象となった新型インフルエンザ等の患者については、その移送体制の整備について責任を持つとともに原則として市が移送を行うことなどについて記載する。